

野田市告示第36号

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）第9条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「期限」という。）のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途野田市告示で定める期日まで延長する。

令和6年3月4日

野田市長 鈴木 有

指定地域
富山県、石川県